

「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現に向けた提案・要望
分野別 提案・要望

分野4

環境を守り育てる分野

みどりの再生（身近な緑の保全・創出・活用）

要望先：財務省・国土交通省

県担当課：みどり自然課

平地林などの緑地は、良好な景観の形成をはじめ、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、防災機能など、多岐にわたる公益的機能を有しており、緑地が果たす役割への期待は、今まで以上に高まりを見せている。

こうした緑地が持つ公益的機能を十分に活かし、自然と共生した快適な生活環境を確保していくため、緑地の保全を図ることが重要な課題となっている。

1 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充

財務省・国土交通省

平地林などの緑地を保全するため、相続税課税評価の軽減及び納税猶予制度の創設、公有地化に対する財政支援の拡充、公有地化に係る譲渡所得特別控除額の引き上げ、並びに相続税として納付された緑地を地方公共団体が保全できる制度の創設を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因の一つとなっており、緑地減少の大きな要因となっている。
- ・ 貴重な緑地の保全を図るために、地方公共団体では公有地化に努めているが、厳しい財政状況の中で公有地化が進まない状況にある。
- ・ 相続税として物納された平地林は、地方公共団体が緑地として保全の必要性を認識していても、厳しい財政状況の中で買い取りによる対応ができず、公売、開発されてしまう。このため、物納された貴重な平地林について地方公共団体が保全できる仕組みが必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 平地林の相続の際も農地と同様に、平地林として維持することで相続税の納税を猶予し、免除する制度を創設すること。
- ・ 地方公共団体の条例に基づく指定緑地においても、特別緑地保全地区内の山林と同様に相続税課税評価が軽減される制度を創設すること。
- ・ 平成24年度から特別緑地保全地区の指定権限が市町村に移譲されるなど、緑地の保全に関わる地方公共団体の役割は益々大きくなっていることから、地方公共団体が保全のため公有地化する費用について、国庫補助率の引き上げを図ること。
- ・ 緑地の公有地化に係る譲渡所得特別控除額を、道路など公共事業と同様に土地収用法対象事業並みの5,000万円に引き上げること。
- ・ 相続で物納された平地林は、公売により第三者が購入した場合、平地林として保全されず開発されてしまうことがほとんどである。地方公共団体への無償貸付など物納された平地林を保全するための制度を創設すること。

川の再生

要望先：国土交通省・環境省

県担当課：水環境課・都市計画課

本県は、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を実現するために、川の再生に取り組んでいる。県内の一部の都市河川等については、生活排水の適正な処理による一層の水質改善が必要な状況にある。

1 浄化槽の整備事業に対する支援の充実

環境省

生活排水対策を推進するため、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に係る助成を拡充するなど、浄化槽の整備事業に対する支援の充実を図ること。

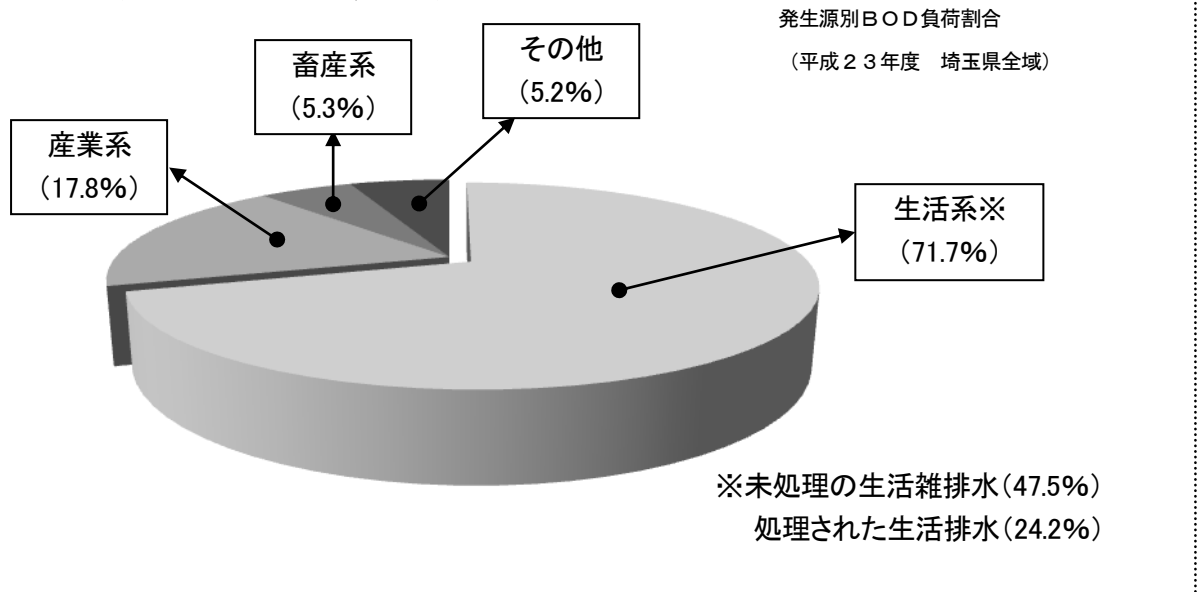
◆現状・課題

- ・ 河川の汚濁原因の約7割を生活排水が占めることから、生活排水対策の推進が課題となっている。
- ・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、河川への汚濁負荷削減に有効であるが、個人の費用負担が大きいことや水洗化の利便性を既に手に入れていることなどの理由から、なかなか進まない状況にある。
- ・ 今般、国において、汚水処理施設未整備地区の早期概成を柱とする「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が策定された。
- ・ これにより、向こう10年程度の間には下水道が概成しない地域が浄化槽による処理地域に切り替わり、浄化槽への依存度が一層高まるものと推測される。
- ・ このように合併処理浄化槽への転換促進は急務であることから、浄化槽の整備を行う市町村に対し県が補助金を交付しているが、国庫補助金の交付を事業実施の要件とする市町村も多く、国による財政的支援のさらなる充実が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 汚水処理施設の早期概成に向け、循環型社会形成推進交付金の予算額を拡充すること。
- ・ 浄化槽市町村整備推進事業の助成率を1/3から1/2に引き上げること。
- ・ 浄化槽設置に係る公私負担割合の見直しを行うほか、配管工事など付帯工事への補助による個人負担の大幅な軽減を図ること。
- ・ 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の制度の恒久化及び補助対象要件の緩和を図ること。

◆参考（発生源別BOD負荷割合）



2 下水道の整備に対する財政支援の拡充

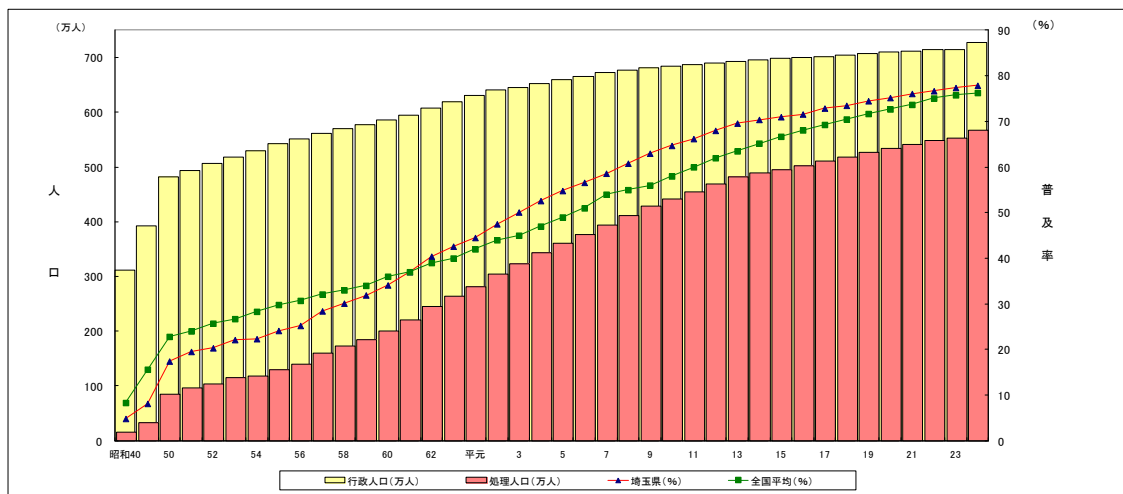
国土交通省

下水道の普及率向上の推進には、市町村の行う公共下水道の整備が不可欠であることから財政力の弱い市町村に対する財政支援の拡充や、末端管きよに対する財政支援対象要件の緩和を図ること。

◆現状・課題

- 本県の下水道普及率は全国平均を上回っているものの、普及率が低迷している市町村も存在している。

○下水道普及率の推移



年度(末)	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
埼玉県 (%)	70.4	71.0	71.6	72.9	73.5	74.5	75.2	76.1	76.7	77.4	77.9
全国平均 (%)	65.2	66.7	68.1	69.3	70.5	71.7	72.7	73.7	75.1	75.8	76.3
全国順位(位)	8	9	9	9	10	12	12	12	11	12	13

○普及率の低い市町村

神川町：12.4% 上里町：12.9% 吉見町：21.6% 寄居町：21.7% 横瀬町：29.7%

◆提案・要望の具体的内容

- 公共下水道の国費率は、終末処理場の設置又は改築に要する費用にあつては、5/10、管きよ等の設置又は改築に要する費用にあつては1/2であるが、財政力の弱い市町村については、これらの国費率の嵩上げをすること。

3 下水道を接続する高齢者世帯等に対する財政支援の拡充

国土交通省

下水道への接続率を向上させるため、高齢者や年金受給者など生活弱者世帯に対する財政支援を大幅に拡充すること。

◆現状・課題

- ・ 生活保護世帯への水洗化工事に伴う排水設備の工事に対する補助として「下水道水環境保全効果向上推進費補助金」制度があったが、平成22年4月1日付で廃止された。
- ・ また、社会資本整備総合交付金制度への移行に伴い、社会資本総合整備計画の基幹事業に伴う効果促進事業に位置づければ、交付できるとされている。
- ・ 既に下水道の整備が完了している地域の生活保護受給者や高齢者、年金受給者などの接続が金銭面において課題となっている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 社会資本総合整備計画では下水道整備が完了している箇所の位置づけが困難であるため、新たに生活弱者に対する財政支援制度を創設すること。

生物多様性保全の推進

要望先：環境省

県担当課：みどり自然課

近年、アライグマなど外来生物の野生化により、生態系への悪影響が懸念されている。そのため、生物多様性を含めた自然環境を保全するとともに、外来生物の防除などの対策が必要となっている。

1 外来生物対策の推進

環境省

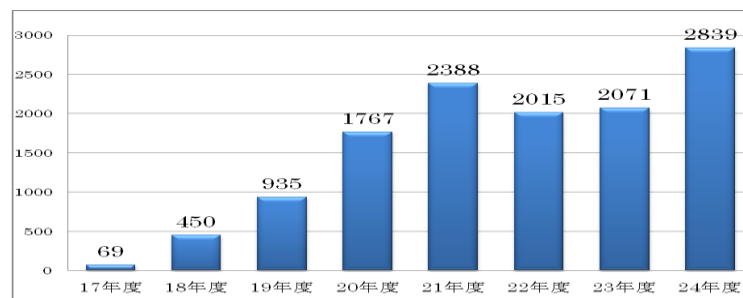
地方公共団体が積極的かつ効果的に特定外来生物の防除に取り組むことができるよう、その役割を明確にするとともに防除のために必要な財源を確保すること。

また、生態系や農林水産業に被害を及ぼす侵略的外来生物のうち特定外来生物として未指定であるものの選定作業を引き続き進め、指定を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 本県では、近年、特定外来生物であるアライグマが急速に野生繁殖し、農作物や生活環境被害、さらには生態系への悪影響が懸念され、早急な防除対策が求められている。
- ・ しかし、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」及び「特定外来生物被害防止基本方針」では、特定外来生物防除における地方公共団体の位置付けが不明確であるため、県や市町村が防除に取り組む根拠がない。
- ・ 平成26年夏に策定予定の「外来種被害防止行動計画（仮称）」において地方公共団体の位置付けが明確になることが期待されるが、財政的な支援措置が講じられていないため、積極的かつ効果的な防除対策を講じていくことが困難となっている。
- ・ また、現在特定外来生物に指定されていないミシシippアカミミガメ等は、ペットとして県内に相当量が流入していることが推察され、被害の発生が懸念される場所である。

図： アライグマ捕獲数の推移（埼玉県）



◆提案・要望の具体的内容

- ・ 地方公共団体を特定外来生物の防除を実施する主体として明確に位置付けたうえで、地方公共団体が行う捕獲にかかる人件費、捕獲用具、捕獲個体の処分費等に対する財政的な支援制度（補助金、負担金、交付税措置）を創設すること。
- ・ 生態系や農林水産業被害等を及ぼす侵略的外来生物のうち、特定外来生物として未指定であるものの選定作業を早急に進め、特定外来生物として早期に指定し、輸入の規制を実行すること。
- ・ また、指定に伴う大量遺棄の発生が懸念されることから、輸入・飼育・運搬の規制を段階的に実施する等の対策を検討すること。

環境に配慮した産業社会の構築

要望先：経済産業省・資源エネルギー庁・環境省

県担当課：温暖化対策課

国の地球温暖化対策計画は、都道府県及び市町村が地方公共団体実行計画を策定する際に即すべきものであるが、エネルギーミックスが未決定であり、確定的な温室効果ガス削減目標が設定できないことから未だ策定されていない。

また、本県全体の温室効果ガス排出量の約5割は産業活動に伴って排出されており、地球環境問題に対応して持続可能な発展を遂げるためには、県内事業者が積極的に温室効果ガスの排出削減に取り組むことのできる仕組みづくりを進めていく必要がある。

1 エネルギーミックス及び地球温暖化対策計画の策定

経済産業省・資源エネルギー庁・環境省

再生可能エネルギーの拡大と省エネルギーを一層推進するとともに、これらを踏まえたエネルギーのベストミックスを早期に決定すること。

また、暫定目標に代わる温室効果ガス削減目標を早期に示し、新たな地球温暖化対策計画を策定すること。

◆現状・課題

- ・ 国はCOP16におけるカンクン合意を踏まえ、2020年度における温室効果ガス排出量を2005年度比で3.8%削減する目標を設定し、平成25年11月に国連気候変動枠組条約事務局に登録した。
- ・ しかし、この目標は、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した、暫定的な目標である。
- ・ 目標について国は、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。
- ・ 京都議定書の第一約束期間の目標を達成するために策定された、国の京都議定書目標達成計画に代わる地球温暖化対策計画は未だに策定されていない。
- ・ 国は地球温暖化の流れに未だ歯止めがかかっていない現状を踏まえ、早急に実効性のある施策を柱とする地球温暖化対策計画を策定する必要がある。
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村の計画は、国の地球温暖化対策計画に即して策定するものとしており、地方の取組を加速させるためにも早急な策定が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 太陽光や風力などの再生可能エネルギーの拡大と省エネルギーを一層推進するとともに、これらの状況を踏まえたエネルギーのベストミックスを早期に決定すること。
- ・ また、2020年度における温室効果ガス排出量を2005年度比で3.8%削減する暫定目標に代わる削減目標を早期に示し、これを踏まえた新たな地球温暖化対策計画を策定すること。

キャップ&トレード方式の排出量取引制度については、地方公共団体が既に実施している制度との整合性に配慮して制度設計を行い、早期導入を図ること。また、導入にあたっては、温室効果ガス削減の実効性の高い制度とするとともに、大企業はもとより、中小企業の地球温暖化対策がより促進されるような制度とすること。

◆現状・課題

- ・ 排出量取引の国内統合市場の試行的実施が平成20年10月から開始されているが、参加者が自主的に削減目標を設定する削減義務のない制度であり、実効性に乏しい。
- ・ 国内排出量取引制度の創設などの基本的施策を盛り込んだ地球温暖化対策基本法案については、平成22年10月に国会提出され審議されていたが、平成24年11月に国会の解散に伴い廃案となった。
- ・ 東京都は総量削減義務と排出量取引制度を平成22年度から、埼玉県は罰則を設けない目標設定型排出量取引制度を平成23年度から開始し、連携して取組を進めており、産業・業務部門の二酸化炭素削減に効果をあげている。
- ・ 排出量取引制度を導入するに当たり、先行している東京都や埼玉県の制度により削減を進める事業者にとって、不利なものとならないよう配慮する必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 国内排出量取引制度の創設について法制化し、早期導入を図ること。
- ・ 導入にあたっては、二酸化炭素排出量の削減に有効なキャップ&トレード方式の排出量取引制度とし、埼玉県や東京都の制度との整合性に配慮するとともに、大企業はもとより、中小企業の地球温暖化対策がより促進されるような制度とすること。

低炭素な暮らしとまちづくりの推進

要望先：経済産業省・資源エネルギー庁
国土交通省・環境省

県担当課：温暖化対策課

東日本大震災による原発事故以降、火力発電の割合が増加し、温室効果ガス排出量が増加している。

家庭部門のCO₂削減を進めるためには、住宅の断熱性を向上し、太陽光発電をはじめ再生可能エネルギーの導入とエネルギー効率の向上を図っていく必要がある。

1 住宅やまちづくりの低炭素化に向けた総合的な支援の拡充 【新規】

経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省

住宅の断熱化及び省エネ設備導入に向けた支援施策を一層拡充すること。
また、都市機能の集約化やエネルギーの面的利用に取り組む市町村への支援を一層拡充すること。

◆現状・課題

- ・ 政府は、日本再興戦略において、新築住宅に係る断熱性能などの省エネ基準への適合を平成32年までに義務化する方針を示している。
- ・ 低炭素認定住宅への税制上の支援制度は、新築住宅のみが対象であるため、既築住宅に係る断熱化や省エネ化へのインセンティブが十分でない。
- ・ 再生可能エネルギーのうち、太陽光発電設備の導入は本格普及段階に入ったが、太陽熱や地中熱利用設備の住宅への導入が進んでいない。
- ・ 都市機能の集約化やエネルギーの面的利用等に向けた市町村の取組を促進するため、平成24年に「都市の低炭素化の促進に関する法律（通称エコまち法）」が施行されたが、県内では現在、実施市町村が1市のみである。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 住宅総数の大半を占める既築住宅の断熱化を促進するため、省エネ基準適合化に向けた努力目標水準を明示すること。
- ・ 低炭素認定住宅への税制上の支援制度の対象に既築住宅を加えるとともに、省エネルギーフォームへの助成や税制上の支援を一層拡充すること。
- ・ 住宅の消費エネルギーの2/3を占める熱利用の低炭素化を進めるため、太陽熱や地中熱利用設備に対する助成など新たな支援策を講じること。
- ・ エコまち法に基づく市町村の取組を促進するため、事業実施のインセンティブが働くよう支援制度を充実すること。

公害のない安全な地域環境の保全

要望先：文部科学省・資源エネルギー庁
国土交通省・環境省・原子力規制庁

県担当課：環境政策課・大気環境課・
水環境課・河川砂防課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の汚染は改善傾向にあるが、県民の間に広まった不安感については十分に解消された状況とはなっていない。

また、本県の光化学オキシダントの濃度は上昇傾向にあり、光化学スモッグ注意報発令日数も全国上位であるほか、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、県民の健康への影響が懸念されている。さらに、石綿が使用されている建築物の解体が多く見込まれており、大気中濃度の評価基準の設定などが課題となっている。

また、県内の河川水質は着実に改善されているが、一部の都市河川において高濃度のダイオキシン類による底質汚染が発生している。

こうした課題に対して、県民が安全な地域環境を享受できるよう、効果的な対策を早期に講じる必要がある。

1 放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理の推進

環境省・原子力規制庁

放射性物質による汚染レベルが低い廃棄物について、円滑な処理が確保されるように国民に対して安全性などのきめ細かい周知を図るとともに、最終処分場が設置されている自治体の理解や協力を求めること。

放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除去土壌について、早急に処理基準を定めるとともに、除去土壌の保管又は処分する施設を国の責任において設置すること。また、除去土壌の再利用の基準を定めることにより、放射線量が基準を下回る土壌の再利用を促進すること。

放射性物質等に関する正確な情報をわかりやすく発信することで、国民の不安感の解消に努めること。

◆現状・課題

- ・ 県内の産業廃棄物の最終処分場はばいじんの処分ができないため、県外業者に依存している状況にある。しかし、放射性物質の濃度が 8,000Bq/kg 以下の汚染レベルの低い廃棄物（ばいじん等）について、地元の合意が得られないことから受入れを拒否する業者が存在している。
- ・ 汚染状況重点調査地域での除去土壌やホットスポットの除染によって発生した土壌について、除染を実施した施設（学校・公園等）内に仮保管している。再利用基準を定め除去土壌の再利用を促進することは仮保管の状態を速やかに解消する有効な方法である。
- ・ 国民の間には、未だに放射線や放射性物質についての不安感が残っている。県では、様々な測定結果や対策についてわかりやすく公表するとともに県民向けの講座などを行い不安感の解消に努めている。
- ・ しかし、身近な放射性物質の汚染から原子力発電所事故の検証、原子力発電所の再稼働、使用済核燃料等の処分など国民の理解が必要な問題が山積みされており、県では十分な情報発信ができない状況にある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 放射性物質の濃度が 8,000Bq/kg 以下の汚染レベルの低い廃棄物については、国が安全性に関する見解を明確に示すことにより独自の搬入規制を抑制していくなど、円滑な処理が行われるよう必要な措置を講じること。
- ・ 除去土壌の処理基準及び再利用基準を早期に設定し、現在、仮保管している除去土壌の減量化を図ること。
- ・ 除去土壌の保管施設及び処分施設については、国の責任において早期に設置すること。
- ・ 放射性物質による汚染状況や健康被害に関する見解、福島第一原子力発電所事故の検証、使用済み核燃料等の処分を含めた原子力政策の問題などについて、国民にわかりやすく情報発信していくこと。

2 福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償の範囲拡大

文部科学省・原子力規制庁・資源エネルギー庁

福島第一原子力発電所事故により地方公共団体が被った放射線対策費について、東京電力株式会社による賠償が確実に行われるよう国が責任を持って指導及び支援すること。

◆現状・課題

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の汚染に対して、地方公共団体は空間放射線量・食品・飲料水等の測定、除染の実施、その他広報活動など地域の安心・安全の確保を目的に様々な対策を実施している。
- ・ こうした対策は原発事故がなければ必要の無かった業務であることから、県は、平成24年分までの費用として東京電力に約27億円の損害賠償請求を行った。
- ・ また、県内市町村でも同様に約23億円の損害賠償請求を行っている。(平成26年2月21日現在)
- ・ 平成25年2月、5月、7月に東京電力から地方公共団体に対して賠償に関する基本的な考え方が示された。しかし、賠償対象や範囲、期間について県の考え方と大きな離れがある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 国はこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることを鑑み、事故と相当程度の因果関係が認められる地方公共団体の損害について、東京電力株式会社による賠償が確実に実施されるよう指導及び支援すること。

光化学オキシダントについては根本的な改善には至っていないことから、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）をより効果的に削減するため、詳細なVOC排出状況を正確に把握するとともに、未改善の原因を究明し、新たな規制等も含め効果的な対策について早急に提示すること。

◆現状・課題

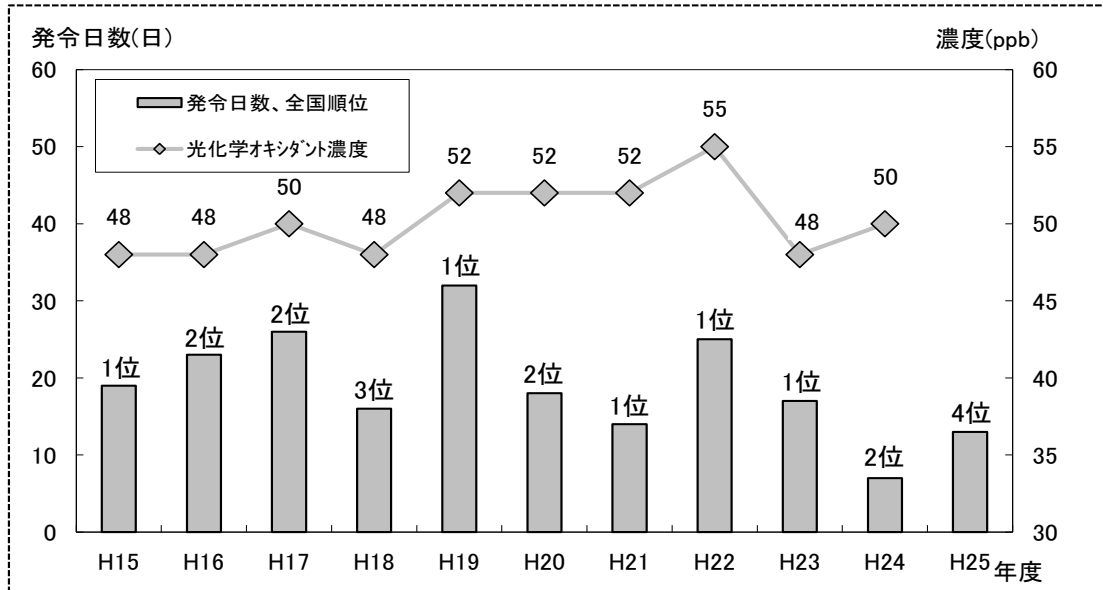
- ・ 光化学オキシダントの原因物質であるVOCと窒素酸化物の削減対策を講じているにも関わらず、全国的に環境基準達成率は低く、埼玉県的环境基準達成率も長年0%である。また、埼玉県の光化学スモッグ注意報発令日数は、毎年全国上位である。さらに、近年、光化学オキシダント濃度は、漸増傾向にある。そのため、今後原因を究明し効果的な対策を実施する必要がある。
- ・ 2020年に開催される東京オリンピックでは、埼玉県も3つの競技が開催されることから、競技の円滑な実施のため、また選手及び運営関係者の健康影響を考慮し、開催期間中に光化学スモッグ注意報が発令されないようにする必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

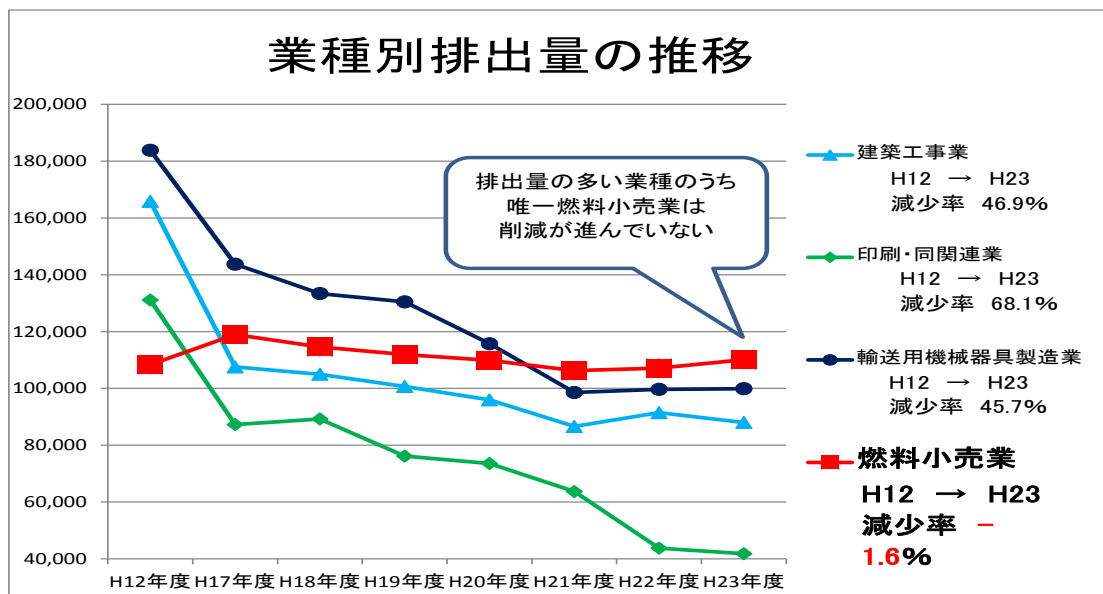
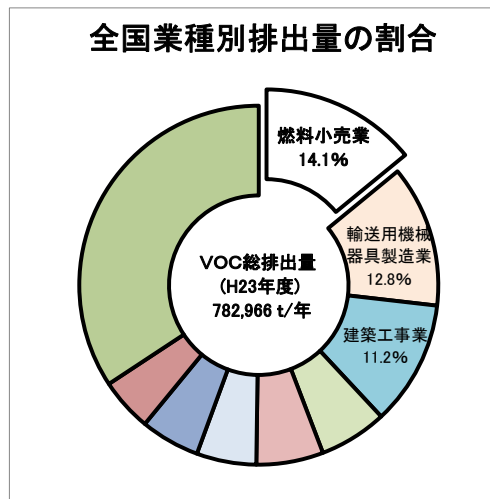
- ・ VOCの削減指導をさらに効果的に推進するため、業種や物質ごとの詳細なVOC排出量を正確に把握するとともに、光化学オキシダントの濃度上昇の原因を究明し、効果的な対策を提示すること。
- ・ 業種によってはVOCの排出量削減が進んだが、燃料小売業については、平成23年度の排出量が業種別で第1位であり、さらに推移を見ると横ばい状態である。燃料小売業からのVOC排出量のうち、自動車への給油時に大気中に放出されるものが多くを占めるため、これを回収することにより排出量を削減できる。このため、回収装置設置を義務付ける規制や助成制度などによる回収装置の普及促進策などを検討し、燃料小売業からの排出量を削減する施策を実施すること。

◆参考

埼玉県の光化学スモッグ注意報発令日数（全国順位）と濃度



全国業種別排出量の割合及び業種別 VOC 排出量の推移



PM2.5については、中国の大気汚染に端を発して大きな社会問題となっており、健康影響を心配する県民が多い。そのため、原因物質の排出状況や大気中の生成機構を把握して効果的な対策を検討するとともに、健康影響に関する情報を広く収集し、広く国民に提供すること。

◆現状・課題

- ・ 埼玉県では、平成23年度から常時監視測定結果について環境基準の評価を実施しているが、その達成率は、平成23年度は0%、平成24年度は50%であり、平成25年度も低くなる見込みである。
- ・ PM2.5の原因物質の排出状況や大気中の生成機構が十分に把握されていない状況にある。このため、PM2.5対策の実施に向けた検討が必要である。
- ・ PM2.5が高濃度となる場合は、国内の発生源から排出されるもののほか、海外とくに中国から越境してきたものによる濃度の上乗せが影響していると思われる。
- ・ 健康影響を懸念する報道が行われ、それにより県民から健康影響に関する問い合わせが寄せられているが、健康影響に関する情報が少なく、回答が困難である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 発生源の排出インベントリ（排出目録）の整備やシミュレーションの実施などによりPM2.5の原因物質の排出状況を把握するとともに、今後、環境基準を達成するため、効果的な対策を検討し、関係者へ提示すること。
- ・ PM2.5の健康影響に関する知見は十分とは言えないため、国として広く情報を収集し、速やかに関係機関に提供すること。
- ・ PM2.5に係る注意喚起をより確実に行えるようPM2.5の予測手法を早急に確立するとともに、高濃度のPM2.5は広域で発生することから花粉情報と同様に国としてPM2.5高濃度予測情報の公表体制を確立すること。
- ・ PM2.5自動測定機については、1時間値データについても国民の関心が高まっているため、自動測定機の等価性評価では1時間値についても評価を行い、精度の確保に努めること。
- ・ 注意喚起が必要な高濃度となる場合は、国内の発生源によるもののほか、海外とくに中国から越境してきたものによる濃度の上乗せが影響していることが考えられるため、高濃度の原因となっている関係国に対し、早急に効果的な対策を実施するよう要請すること。

◆参考：埼玉県のPM2.5環境基準達成状況

		平成23年度	平成24年度
一般局	測定局数	3	8
	環境基準達成局数	0	6
	環境基準達成率（%）	0%	75%
自排局	測定局数	3	4
	環境基準達成局数	0	0
	環境基準達成率（%）	0%	0%
環境基準達成率（%）		0%	50%

5 大気中の石綿濃度に係る評価基準等の設定

環境省

一般環境及び建築物等の石綿除去作業周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。また、大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準を設定すること。

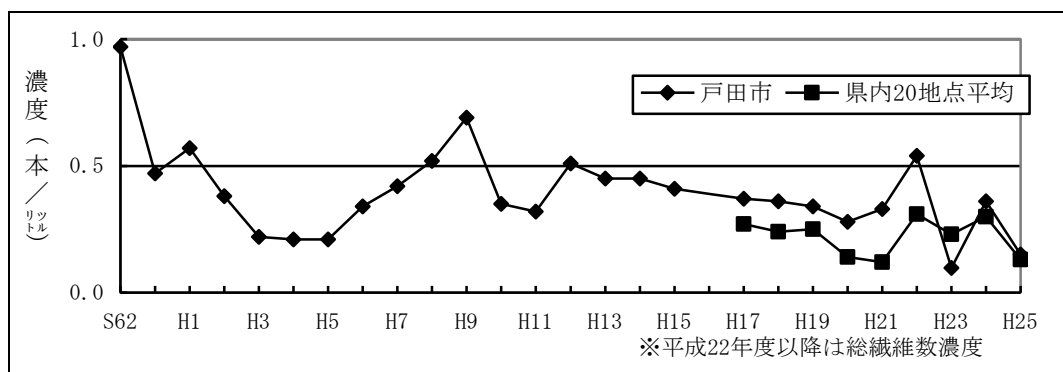
◆現状・課題

- 埼玉県では、現在、一般環境及び建築物等解体時の周辺環境について、大気中の石綿濃度を測定している。しかし、これらの評価基準が設定されていないため、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設（※1）に適用される敷地境界基準を参考に行っている状況である。
- また、大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」（※2）以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準が設定されていないため、事業者の協力が無い場合、指導ができない。

※1 特定粉じん発生施設：解綿用機械、紡織用機械、切断機等（石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。）

※2 「特定建築材料」：吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

○一般環境中の石綿濃度の推移（埼玉県）



○特定粉じん排出等作業に係る届出数及び立入検査数（埼玉県全体）

年度	届出数	立入検査数
23	248	278
24	216	310
25	189	264

◆提案・要望の具体的内容

一般環境及び建築物等解体時の周辺環境に係る石綿濃度の評価基準を設定すること。
大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準を設定すること。

河川底質のダイオキシン類汚染対策の実施には多額の費用を伴うことから、安全で経済的な対策工法を確立すること。

◆現状・課題

- ・ 調査の結果、古綾瀬川下流域の1.4 kmの範囲にダイオキシン類の環境基準を超過する底質があることから、早急な対策が必要となっている。
- ・ しかしながら、対策工事の実績がほとんどなく経費も多額となることから、さらに国において検討を進め、より安全で経済的な対策工法の確立を図る必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 河川底質のダイオキシン類対策について、より安全で経済的な対策工法を確立すること。

資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

要望先：経済産業省・国土交通省・環境省

県担当課：産業廃棄物指導課・資源循環推進課・
水道管理課・下水道管理課

循環型社会の構築にあたり、再生利用よりも優先されるべき廃棄物の発生抑制、再使用を促進する制度が不十分である。さらに、廃棄物の放置事例が多数発生しており、不法投棄を未然に防止する仕組みや、放置された廃棄物をよりスムーズに撤去できる仕組みを整えていく必要がある。

また、浄水場や下水処理場で排出される浄水場発生土や下水汚泥焼却灰も廃棄物であるが、これらには、福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が含まれているため、処分や再利用が進まない状況である。処分や再利用を進めるための実効性のある方策が急務となっている。

1 放射性物質を含む浄水場発生土、下水汚泥焼却灰の処分、 再利用の推進

国土交通省・環境省

浄水場や下水処理場で排出される放射性物質を含む浄水場発生土や下水汚泥焼却灰について、放射性物質汚染対処特措法^(*1)、廃掃法^(*2)及び考え方^(*3)に沿った処分・再利用が現実的に進んでいない実態を踏まえ、国が主体となり管理型処分場を斡旋する等、処理が進められる方策をとること。また、住民の放射線に対する不安を取り除くよう、安全性を説明し、理解を得ること。

考え方にに基づき、検出される放射性セシウムの濃度によっては、セメント等への再利用が可能となっているが、国民の安全性に対する懸念から従前どおりの再利用は困難な状況であるため、安全性について国民に広く周知を図ること。

さらに、放射性物質濃度を低減させる技術の開発の継続、新たな再利用方法の研究など浄水場発生土、下水汚泥焼却灰等の処分・再利用を進めるためのより実効性のある具体的な方策を早急に示すこと。

(*1) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

(*2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(*3) 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方

◆現状・課題

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故により、浄水場発生土、下水汚泥焼却灰から放射性物質が検出されている。
- ・ 考え方により、放射性物質が検出された浄水場発生土、下水処理場等から発生する下水汚泥等の処分・再利用についての基準が示された。
- ・ また、放射性物質汚染対処特措法により、放射性物質濃度が 8,000Bq/kg 以下である浄水場発生土や下水汚泥等の処分については、廃掃法に沿った取扱いを行うことが示された。
- ・ さらに、平成25年3月13日厚生労働省健康局長通知により、浄水場発生土の園芸用土やグラウンド土への有効利用に関する基準も示された。
- ・ これらにより、検出される放射性セシウムの濃度によっては、管理型処分場への埋立処分やセメント原料等への再利用が可能となっている。
- ・ しかしながら、これらに沿った処分・再利用は、受入可能な施設がないなど現実的には進んでいない。そのため、浄水場及び下水処理場では上下水処理等副次産物の保管を余儀なくされている。

【本県の放射性物質を含む浄水場発生土、下水汚泥焼却灰の保管状況】(H26.3月末現在)

浄水場における放射性物質を含む浄水場発生土	71,056トン
水循環センターにおける放射性物質を含む下水汚泥焼却灰	7,755トン

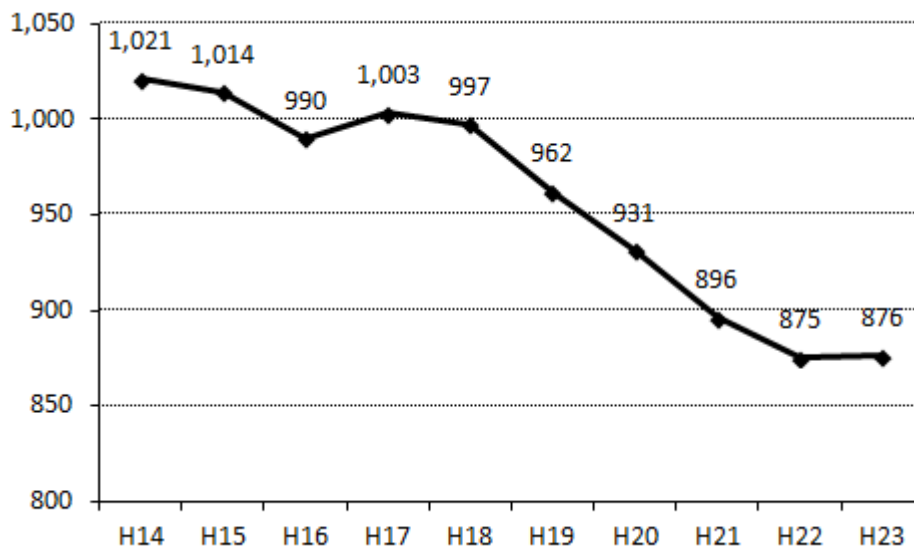
- ・ 放射性物質汚染対処特措法等の施行により、放射性物質濃度が 8,000Bq/kg 超のものについては、指定廃棄物として指定されることにより、国の責任で処分等がされることになっている。
- ・ 同法に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定）においては、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が発生した都道府県内において行うことが求められており、県内に受入れ可能な管理型処分場がない本県においては、現実的な処理が進んでいない。
- ・ 国民の下水汚泥焼却灰を活用したセメントに対する安全性の懸念から従前どおりの再利用は困難な状況にある。

循環型社会形成推進基本法においてリサイクル（再生利用）よりも優先される2R（リデュース：ごみの発生抑制、リユース：再使用）促進するため、容器包装リサイクル法等の法令を改正し、拡大生産者責任を徹底すること。また、再使用することができるリターナブル容器の普及促進を図ること。

◆現状・課題

- リデュースの指標である本県の1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、平成18年度から5年連続で減少していたが、平成23年度に6年ぶりに増加に転じており、減量化が頭打ちとなっている。

○埼玉県1人1日あたりの一般廃棄物排出量（単位：グラム）



- 平成25年5月31日に閣議決定された「第三次循環型社会形成基本計画」において、取り組むべき課題の1番目に「2R（リデュース：発生抑制・リユース：再使用）の取組がより進む社会経済システムの構築」が掲げられている。

◆提案・要望の具体的内容

- 製造事業者や小売事業者によるリデュース（環境配慮設計、原材料の省資源化、軽量化等）の取組を促進するため、容器包装リサイクル法等の法令を改正し、拡大生産者責任を徹底すること。
- 市町村や企業によるリターナブル容器の回収システムの構築やモデル事業に対し財政的支援を行うなど、リターナブル容器の普及促進を図ること。また、飲料用容器について全国的なデポジット制度の導入を検討すること。

循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）について、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）からの要望額を満足させる十分な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 平成当初にダイオキシン類対策のために整備した施設が多数ある。焼却施設の耐用年数は20年程度とされ、基幹改良工事等により10年程度の延命を図るのが限度である。
- ・ 埼玉県内では、当初の稼働から20年を超える焼却施設が33施設あり、内15施設は30年を超えて稼働している状況である。
- ・ 廃棄物処理施設等の整備を行うに当たり、市町村等は事業費の一定割合について、国から交付金の交付を受けている。
- ・ 施設整備の事業費は数億円以上の規模となることが一般的であり、市町村等にとっては大きな財政負担となっているため、要望額どおりの交付が必要である。
- ・ しかしながら、平成26年度の交付金に係る概算要求額は、市町村等の要望額に対して約5割と大幅な不足が生じている。また、平成27年度以降においても廃棄物処理施設の更新を迎える市町村等が多く、要望額が増大することが見込まれている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 交付金の不足によって、施設整備計画の遅延が発生したり、事業が中止となるおそれもあることから、適正な財源を確保すること。
- ・ また、一部の先進的な施設及び防災拠点施設については交付率1/2という方針が示されているが、高効率エネルギー利用施設の1/2交付対象範囲を拡大すること。

4 原状回復基金の増額及び対象の拡大

環境省

不適正処理事案の是正を推進するため基金を増額すること。また、廃棄物処理法に基づく行政代執行事案以外のものであっても、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案であれば、基金による支援の対象とすること。

◆現状・課題

- ・ 原因者が行方不明又は資力不足等により、廃棄物が放置されている事案が多い。
- ・ このため、やむを得ず撤去等の回復に取り組む都道府県にとっては、その経費が大きな財政負担となっている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 原状回復等、廃棄物の適正処理を推進するため、原状回復基金の増額及び対象の拡大を行うこと。

◆参考（原状回復基金の概要）

- ・ 支援対象は、平成10年6月17日（基金制度の発足）以降に発生したもので、行政代執行が実施された事案。
- ・ 支援する資金の範囲は、支障除去費用の7/10以内で、最小額200万円以上。
- ・ 平成24年度末残高 約24.4億円
- ・ 最近の実績
平成17年度9件、平成18年度7件、平成19年度3件、平成20年度2件、平成21年度3件、平成22年度2件、平成23年度2件、平成24年度5件
- ・ 本県の実績（支援を受けた実績）
平成15～16年度 スタンドサービス(株) 129,025,000円（廃油）
平成18年度 ニコー(株) 8,985,000円（硫酸ピッチ）

5 原状回復のための新たな資金確保制度の創設

環境省

行為者が行方不明や資金不足となった場合に備えて、原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

◆現状・課題

- ・ 廃棄物の放置等の不適正処理は、原因者がその原状回復を行うことが原則である。
- ・ しかし、不適正処理を行う処理業者は経営基盤が脆弱で、倒産や資力不足のため廃棄物が放置される事案が多い。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

◆参考（宅建業者の現状）

- ・ 営業保証金 本店 1,000万円 従たる営業所 500万円（直接供託の場合）
- ・ 保証協会へ加入の場合 本店 60万円 従たる営業所 30万円
保証協会に加入の場合は、1,000万円若しくは500万円まで保証される。

産業廃棄物処理施設の設置許可の基準について一層の明確化を図るとともに、環境保全が必要な水源地等への立地規制など地域の実情に応じた産業廃棄物処理施設の立地規制を行うことができるよう、廃棄物処理法を改正すること。

◆現状・課題

- ・ 産業廃棄物処理施設の設置に当たって、許可基準として立地を規制する明確な法令の定めがなく、水源地等に近接していても、許可要件に合致した場合には裁量の余地なく許可せざるを得ない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 水源地等の地域は水環境の保全が求められることから、廃棄物処理法を改正し、産業廃棄物処理施設のこれらの地域に近接した場所への立地を規制する許可基準を創設すること。

土砂の排出、たい積に関する不適正な事例に対して必要な規制を行うことができるよう総合的な法制度を整備すること。

◆現状・課題

宅地造成等規制法等の既存法令は、土砂そのものに関する法令ではない。このため、土砂が大量に山積みされるなど、不適正な事例が見受けられる。

本県では、平成15年2月から「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を定め、土砂の排出から規制を行っているが、県域を越え広域的に土砂が流通していることから、受け入れ側の本県の対応のみでは限界がある。

◆提案・要望の具体的内容

土砂の排出、たい積に関して必要な規制を行う法制度を創設すること。

石綿含有廃棄物の再生砕石への混入を防止するため、解体工事現場における石綿含有廃棄物の分別排出を徹底させるよう、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び大気汚染防止法を改正すること。

◆現状・課題

- ・ 敷設された再生砕石中から、石綿含有廃棄物が発見される事例が発生している。
- ・ 混入の原因として、解体工事現場で石綿含有廃棄物が十分に分別されず、コンクリート塊の破砕施設に搬入される実態がある。
- ・ 破砕施設においても原料の受入れに当たり、十分な確認を行うことは当然であるが、根本的な対策として、解体段階での分別排出を徹底する必要がある。
- ・ 建設資材のリサイクルを今後も促進していくため、再生砕石の信頼性を確保することが急務である。

◆提案・要望の具体的内容

○建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の改正

- ・ 建築物の解体工事の届出について、80平方メートル以上とする床面積の要件を見直し、届出対象となる工事の範囲の拡大を行うこと。
- ・ 解体工事の届出者に対し、対象建築物における石綿含有建材等の使用の確認及び確認結果の届出を義務づけること。
- ・ 解体工事において、石綿含有建材等に係る十分な知識を有する責任者の選任を義務づけること。

○大気汚染防止法の改正

- ・ 吹付け石綿等の飛散性の石綿を使用した建築物の解体工事については届出が義務付けられているが、非飛散性の石綿を使用した建築物の解体工事についても、届出を義務づけること。